

<意見提出様式>

あて先：環境省地球環境局地球温暖化対策課

件名：事業者別排出係数の算出方法等への意見

住所：京都市中京区高倉通四条上ル高倉ビル 305 号

氏名（会社名／部署名／担当者名）：

特定非営利活動法人 気候ネットワーク

担当者：畑直之

職業：環境 NGO

（※本件は団体としての意見です。）

電話番号：03-3263-9210

ファックス番号：03-3263-9463

電子メールアドレス：tokyo@kiconet.org

意見内容：

◆意見 1

<該当箇所>

「1 総論」の「(1) 事業者別排出係数の算出方法」の下記の箇所（P.1、7～10 行目）

「なお、京都メカニズムクレジットを排出係数に反映する方策については、京都議定書目標達成計画（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定）の点検・見直しと併せて第一約束期間開始までに検討し結論について関係者に周知を図ることとする。」

<意見要旨>

京都メカニズムクレジットを排出係数に反映するべきではない。

<意見詳細>

この部分は、電気事業連合会（電力会社 10 社）と電源開発・日本原子力発電の 12 社の「電気事業における環境行動計画」に関連して、12 社が目標達成のために、原単位向上 2～3%に相当する京都メカニズムのクレジット 3000 万トン（これは 3 年分なので、1000 万トン/年となる）を 2010 年度までに海外から調達（購入）するとしていることに関する記述と理解される。原単位目標の達成に京都メカニズムのクレジットを充当するというのは不思議な話であるが、右のように推測される。すなわち見かけ上で、CO<sub>2</sub> 排出量を小さくして原単位を小さくするということであり、現実の日本国内での原単位とは異なる数字になるということである。このようなことは常識的に認め難い。例えばこの時、需要側各部門は購入した電力の CO<sub>2</sub> 排出量をどの原単位で計算すべきかなど、大きな混乱が生じる恐れもある。また私たちの試算では、政策強化がなく成り行きで流れてしまうと、この量は 1000 万トン/年では到底収まらず、7000～8000 万トン/年（基準年総排出量の 6%程度）という巨大なものになる可能性があり、京都メカニズムは国内対策に対して補完的であるとする趣旨からも大いに問題がある。排出係数はあくまでも国内での実際の CO<sub>2</sub> 排出量を「分子」とすべきであり、京都メカニズムクレジットを排出係数に反映するべきではない。

$$\text{CO}_2\text{排出原単位} = \frac{\text{CO}_2\text{排出量} - \text{京都メカニズムで獲得したCO}_2\text{排出削減量}}{\text{発電電力量}}$$

## ◆意見 2

### <該当箇所>

主に「1 総論」の「(5) 事業者別排出係数の公表までの手続」(P.2)。加えて、「2 二酸化炭素排出量の把握方法」(P.2~5)に関する点を含む。

### <意見要旨>

各電気事業者の排出係数に関しては、数値のみを公表するのではなく、算定の根拠をすべて公表すること。また、根拠資料は事業者に返却せずに公文書として保存すること。すなわち、「提出された事業者別排出係数及び根拠資料」はすべて公開すべきである。

### <意見詳細>

各電気事業者の排出係数は、需要側各部門で用いられる重要な数字であり、その妥当性を第三者が検証できることが必要不可欠である。従って、算出結果としての係数だけではなく、算出に用いた係数や計算式など、「算出結果を裏付ける資料(根拠資料)」をすべて開示することが当然である。ゆえに、経済産業省・環境省は、提出された事業者別排出係数・根拠資料の内容を確認するだけでなく、それらを公開するとすべきである。

「電気事業者又は電気の調達に関わる他者の権利利益を害するおそれがある」かどうかは、電気事業者の申し出によって決めたり、行政部局のみで判断したりすべきでない。これについてもあくまでも基本的に公開が原則であり、「算出結果を裏付ける資料(根拠資料)」は事業者に返却せずに公文書として保存すべきである。その上で、事業者から非公開の申し出があった場合は、それに該当するかどうかは公開の審査会などで検討し決定すべきである。

また、他の電気事業者等に販売した場合の控除(「2 二酸化炭素排出量の把握方法」の冒頭の P.3 の 2~4 行目)や「(2) 他者から調達した電気」(P.3~4)や「(3) コージェネレーションシステムによる発電」(P.5)など、電気のやり取り(売買)に関する数字や係数なども、同じくすべて公表すべきである。

以上の趣旨に応じて、「1 総論」の「(5) 事業者別排出係数の公表までの手続」や「2 二酸化炭素排出量の把握方法」などの該当箇所の記述を改めるよう求める。

以上